

文 第 7 3 号

平成18年 3月28日

埼玉県警察本部長

埼玉県警察個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿
の作成及び公表要綱の制定について（通達）

この度、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号）の施行に伴い、みだしの要
綱を別添のとおり制定し、平成18年 4月 1日から実施することとしたから、運用上誤りのない
ようにされたい。

別添

埼玉県警察個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに個人情報ファイル簿の作成及び公表要綱

第1 趣旨

この要綱は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第13条の規定による個人情報ファイルの保有等に関する事前通知並びに条例第14条の規定による個人情報ファイル簿の作成及び公表の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 個人情報ファイルの保有等に関する事前通知

- 1 所属長は、個人情報ファイルを保有しようとするときは、あらかじめ、個人情報ファイル事前通知書（別記様式第1号）を作成し、総務部文書課長（以下「文書課長」という。）に送付するものとする。ただし、条例第13条第2項各号に掲げる個人情報ファイルについては、送付を要しない。
- 2 所属長は、前記1により送付した個人情報ファイル事前通知書の内容を変更しようとするときは、個人情報ファイル変更通知書（別記様式第2号）を作成し、文書課長に送付するものとする。
- 3 前記1又は2の規定により送付を受けた文書課長は、条例第13条第1項の規定により、埼玉県総務部文書課長を経て知事に通知するものとする。

第3 個人情報ファイル簿の作成

- 1 所属長は、個人情報ファイル（条例第14条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿（別記様式第3号）を作成し、文書課長に送付するものとする。この場合において、所属長は、同条第3項の規定により個人情報ファイル簿の一部を記載しないことができる。
- 2 所属長は、保有する個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿記載事項に変更があったときは、直ちに、個人情報ファイル変更通知書を作成し、文書課長に送付するものとする。

第4 個人情報ファイル簿の公表

- 1 第3の1の規定による個人情報ファイル簿の送付を受けた文書課長は、次に掲げる方法

により、速やかに当該個人情報ファイル簿の公表の手続をとるものとする。

- (1) 総務部文書課に設置したけいさつ情報公開センターにおける閲覧
- (2) ホームページへの掲載

2 第3の2の規定による個人情報ファイル変更通知書の送付を受けた文書課長は、当該公表に係る個人情報ファイル簿を修正するものとする。

第5 個人情報ファイルの廃止

- 1 所属長は、第3の1の規定により送付した個人情報ファイルを廃止したとき又はその個人情報ファイルに記録されている本人の数が1,000人に満たなくなったときは、遅滞なく、個人情報ファイル廃止等通知書（別記様式第4号）を作成し、文書課長に送付するものとする。
- 2 前項の規定により送付を受けた文書課長は、第2の事前通知に係る個人情報ファイルについてはその旨を埼玉県総務部文書課長へ通知し、第4の公表に係る個人情報ファイルについては当該個人情報ファイルについての記載を消除するものとする。

実施日

この要綱は、平成18年4月1日から実施する。

実施日（平成21年4月1日文第80号）

この通達は、平成21年4月1日から実施する。

実施日（平成29年5月30日文第211号）

この通達は、平成29年5月30日から実施する。

実施日（平成31年3月20日文第124号）

この通達は、平成31年4月1日から実施する。

個人情報ファイル事前通知書

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
個人情報ファイルに記録される項目 (記録項目)		
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）		
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法		
要配慮個人情報の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先		
個人情報ファイル簿に記載しない事項		<input type="checkbox"/> 記録項目の一部 <input type="checkbox"/> 個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法 <input type="checkbox"/> 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先 <input type="checkbox"/> 個人情報ファイル全て
記載しない理由		
開示・訂正・利用 停止請求を受理する組織の名称及び所在地	所 属	
	所 在 地	
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の 手続	根拠法令	
	内 容	
個人情報ファイルの保有開始の（予定）年月日		年 月 日

個人情報ファイル変更通知書

個人情報ファイルの名称			
実施機関の名称			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			
個人情報ファイルの利用目的			
個人情報ファイルに記録される項目（記録項目）			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）			
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法			
要配慮個人情報の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
個人情報ファイル簿に記載しない事項		<input type="checkbox"/> 記録項目の一部 <input type="checkbox"/> 個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法 <input type="checkbox"/> 記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先 <input type="checkbox"/> 個人情報ファイル全て	
記載しない理由			
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	所 属		
	所 在 地		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続	根拠法令		
	内 容		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算ファイル	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内である文書ファイル	<input type="checkbox"/> 有
	<input type="checkbox"/> 文書ファイル		<input type="checkbox"/> 無
変更の予定年月日		年 月 日	

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称			
実施機関の名称			
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称			
個人情報ファイルの利用目的			
個人情報ファイルに記録される項目 (記録項目)			
本人として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（記録範囲）			
個人情報ファイルに記録される個人情報（記録情報）の収集方法			
要配慮個人情報の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
記録情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合にはその提供先			
開示・訂正・利用停止請求を受理する組織の名称及び所在地	所 属		
	所 在 地		
訂正・利用停止に関する他の法令の規定による特別の 手続	根拠法令		
	内 容		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算ファイル	利用目的及び記録範囲がこの個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内である文書ファイル	<input type="checkbox"/> 有
	<input type="checkbox"/> 文書ファイル		<input type="checkbox"/> 無
備 考			

個人情報ファイル廃止等通知書

個人情報ファイルの名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイル簿に掲載しない理由	<input type="checkbox"/> 個人情報ファイルを廃止した (理由) <input type="checkbox"/> 個人情報ファイルに記録される個人（本人）の数が1,000人に 満たなくなった
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 電算ファイル <input type="checkbox"/> 文書ファイル
廃止等年月日	年 月 日